第

3 7 7 7

뭉



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2009年)平成21年 6月 12日 金曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel: 06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

解雇予告手当

・ 不況のあおりを受け、受注が大幅に減 ってしまいました。回復の見込みもないので、 社員に解雇予告手当を支払って辞めていただ こうと思っていますが、この解雇予告手当は どのような取扱いになりますか?

A:退職を原因として一時に支払われるも のですから退職手当として取り扱われます。

【解説】

長引く不況から、リストラを余儀なくされ ている企業が多いようです。

会社側の都合で従業員を整理解雇する場合 には、労働基準法20条によって、①少なく とも30日前にその旨の予告をしなければな らず、②これをしないときは、30日以上の 平均賃金を支払わなければならないこととな っています。

この規定にしたがって支払われる賃金が、 解雇予告手当といわれるものですが、税務で は、この労働基準法の規定に基づいて支払わ れる解雇予告手当は、解雇すなわち退職を原 因として一時的に支払われるものであるから、 給与所得には該当せず、退職手当等として取 り扱うこととなっています。

したがって、この解雇予告手当に対する源 泉徴収は、給与に対する源泉徴収ではなく、 退職所得としての源泉徴収となりますので間 違わないようにしてください。







